令和５年度法務省委託事業

2024（令和６）年

人権学習のすすめ

研修資料

誰もが命輝くために

綾部市教育委員会

まえがき

日本国憲法は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（第 14 条）と基本的人権の尊重を明らかにしています。

人はすべて生まれながらにして法の下に平等が保障され、幸せに生きる権利をもっているのです。しかしながら、私たちの日々の生活の中には、様々な不合理や矛盾があり、憲法が保障している基本的人権が完全に保障されているとは言えません。

2016（平成 28）年には、「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」など人権問題の解決に向けて数多くの法律が施行されました。さらに、情報化の進展に伴い差別の現状が変化したことなどを背景に、「部落差別解消推進法」が成立、施行され、今なお部落差別が解決されていないことや差別解消に向けて相談体制の充実、教育・啓発の推進等が必要であることが明らかにされました。

私たち一人ひとりが、この現実を真剣に受け止め、「第 3 次綾部市人権教育・啓発推進計画（人権かがやきプラン）」の趣旨を踏まえ、同和問題をはじめとする様々な人権問題の解決を自らの課題として実践していくことが強く望まれています。

そのためには、教育・啓発の果たすべき役割が大変重要になってくることは言うまでもありません。

綾部市教育委員会では、研修会を行う際の学習資料として、令和 6 年「人権学習のすすめ」を発行いたしました。

地域や組織・団体等の研修において、この冊子をご活用いただければ幸いです。

令和 6 年 3 月

綾部市教育委員会

目　次

まえがき…… 1

１．人権学習の推進のために…… 3

（１）人権とは

（２）人権尊重社会の実現に向けて

２．さまざまな人権問題…… 4

（１）同和問題（部落差別）…… 4

（２）女性の人権問題…… 6

（３）子どもの人権問題…… 8

（４）高齢者の人権問題……10

（５）障害のある人の人権問題……12

（６）外国籍等の人の人権問題……14

（７）感染症患者等の人権問題……16

（８）性的指向・性自認をめぐる人権問題……18

（９）さまざまな人権問題……20

３．人権研修の進め方…… 20

４．啓発資料…… 21

視聴覚教材一覧 ……22

人権かがやきプラン（概要版）……28

５．関係法規等…… 35

日本国憲法 ……36

世界人権宣言 ……39

障害者差別解消法 ……42

ヘイトスピーチ解消法 ……44

部落差別解消推進法 ……46

綾部市人権尊重のまちづくり条例 ……47

1 人権学習の推進のために

（1）人権とは

「人権」は、性別や年齢、民族、宗教、国籍、出身などにかかわらず、だれもが生まれながらに持っている権利です。

- 健康な人生を送りたい。
- 豊かで楽しく暮らしたい。
- やりがいのある仕事をしたい。
- 子どもたちに幸せな将来が約束される力を付けてやりたい　等

誰もが持っている「あたりまえの願い」それが基本的人権なのです。

日本国憲法では、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に耐え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として、信託されたものである。」（第97条）と宣言し、すべての国民は、「法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（第14条）とする「法の下の平等」をうたっています。さらに、自由に生きるための権利としての「自由権」、健康で文化的な最低限度の生活を営むことを保障する「生存権」、その他「教育を受ける権利」、「参政権」等の基本的人権を守るための権利も定めています。

また、社会の多様化と時代の変化の中で、「環境権」や「プライバシー（個人情報）の保護」なども重要な課題となっています。

私たちの暮らしの中を見つめますと、性別、学歴、職業、民族、出身などによる差別が様々な形で、今なお存在しています。私たち一人ひとりが、自分の課題として基本的人権の確立に向けて取り組むことが求められています。

（2）人権尊重社会の実現に向けて

綾部市では「第6次綾部市総合計画」並びに「第3次綾部市人権教育・啓発推進計画（人権かがやきプラン）」に基づき、多様性や違いを認め合い、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが安心して心豊かに暮らしていける共生社会の実現を目指し、あらゆる場を通じて同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決に向けての総合的な取組を推進することにしています。

生涯学習社会の中、私たち市民一人ひとりが、人権問題の解決を自分自身の課題として学習し、その解決と「人権という普遍的文化の構築」のために、人権感覚の豊かな社会の実現を目指すことが求められています。

2 さまざまな人権問題

（1）同和問題（部落差別）

1965 年（昭和 40）年に出された同和対策審議会答申の中には、「同和問題は、人間の自由と平等に関する問題であり、その早急な解決こそ国の責務であると同時に国民的課題である。」と述べられています。この答申を踏まえ、同和問題（部落差別）にかかわる実態的差別、心理的差別の解消を目指した総合的な施策が展開された結果、生活環境をはじめとする物的な基盤整備がおおむね完了するなど着実な成果を上げるとともに、様々な面で存在していた格差が大きく改善してきました。

しかし、2018（平成 30）年に市民の人権意識を把握するために実施された『「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査』では「校区内に同和地区があることで住宅購入を取りやめた」の問いに、「問題だと思う」の回答が59.9%に対し、「問題だと思わない」「どちらともいえない」の回答が37.9%で、同和地区に対する偏見や忌避意識がいまだに残っていることを示しています。

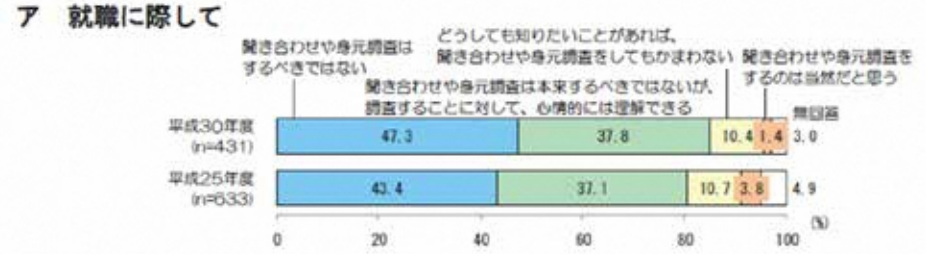
実際に、現在でも司法書士等による戸籍謄本などの証明書の不正取得により、結婚や就職に際して差別につながる身元調査が行われたり、インターネットなどを悪用した差別事象も生じています。

今後、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）の解決を自らの課題として受け止め、家庭、学校、地域等、あらゆる場において、人権に対する正しい理解や関心が高まるよう、より一層の教育・啓発の推進を図る必要があります。

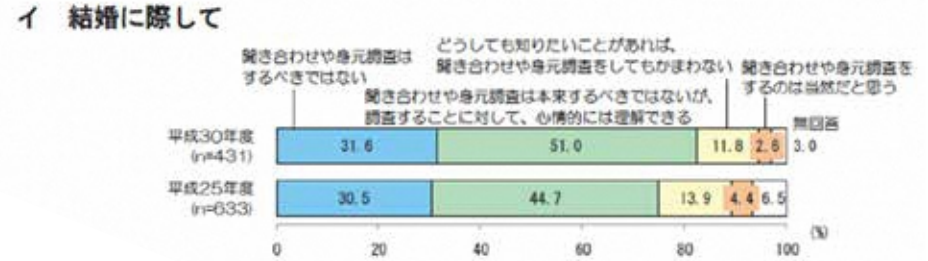
部落差別解消法が「現在もなお部落差別が存在する」と明記したように、同和問題（部落差別）は過去の問題ではなく、今なお存在する現実の課題であることを再認識し、一人ひとりの尊厳と人権が尊重され、誰もが自分らしく生きることのできる「共生社会」を築くため市民一人ひとりが同和問題（部落差別）の正しい理解と認識を深めることが求められます。

「聞き合わせ」や「身元調査」についてどのように思われますか？

ア　就職に際して



イ　結婚に際して



就職と結婚に際して、平成 30 年度の方が平成 25 年度より「聞き合わせや身元調査はするべきではない」の割合は増加しています。一方で、「聞き合わせや身元調査はするべきではないが心情的には理解できる」の割合も平成 30 年度の方が平成 25 年度より増加しています。

「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査報告書　概要版（平成 31(2019) 年 3 月）

出身地や住んでいる場所で…



同和問題（部落差別）を知っていますか？

日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態を強いられました。この身分制度は、100年以上も前に廃止されましたが、今なお日常生活で、さまざまな差別が残っています。これは、「同和問題（部落差別）」とよばれている我が国固有の人権問題です。

同和問題（部落差別）の解決

同和地区（被差別部落）に対する差別や偏見は、いわれのないものです。このような差別が存在しているということは、憲法が保障している基本的人権が充分に守られていないことを示すものであり、重大な人権侵害に他なりません。同和問題（部落差別）を正しく理解するためには、私たち一人ひとりが、地域や家庭、学校、職場などにおいて、問題を避けることなく、意見を交換し合い、正しい知識を身に着けるよう努めることが大切です。

マンガで考える　身近な人権

（公財）人権教育啓発推進センター

知っていますか？「登録型本人通知制度」

綾部市に住民登録や本籍地のある人が登録することにより、登録者住民票の写しや戸籍謄本・抄本等の証明書を、本人の代理人及び第三者に交付した場合に、その交付した事実を登録者本人に郵送でお知らせする制度です。住民票の写し等の不正請求及び不正取得による個人の権利の侵害の抑止及び防止を図ることを目的としています。

（２）女性の人権問題

2015（平成 27）年に、女性が職場生活で個性と能力を十分に発揮して活躍できる環境を整備することを目的に「女性活躍推進法」が制定されました。また、2020（令和 2）年 12 月に策定された国の「第５次男女共同参画基本計画」では、あらゆる分野において女性が活躍できる環境の整備を推進することとされています。

本市においては、性別を理由とする差別的な取り扱いや性別役割分担意識の解消を目指し、2006（平成 18）年 4 月に施行した「綾部市男女共同参画条例」に基づき、2021（令和 3）年に「第４次綾部市男女共同参画計画（以下「あいプラン」という。）を策定し、男女共同参画を推進するための施策に取り組むとともに、カウンセラーによる女性相談窓口の設置や京都府家庭支援総合センターなどとの連携により DV 被害者の支援を行っています。

市民調査の結果では、71.4％の人が「女性の人権が尊重されている」と回答していますが、「妻は家事・育児に支障がないのなら働いてもいい」という考え方についてどう思うかとの問いでは、「問題がある」と回答した人は22.5％と低く、性別による役割分担意識が、いまだに残っていることを示しています。

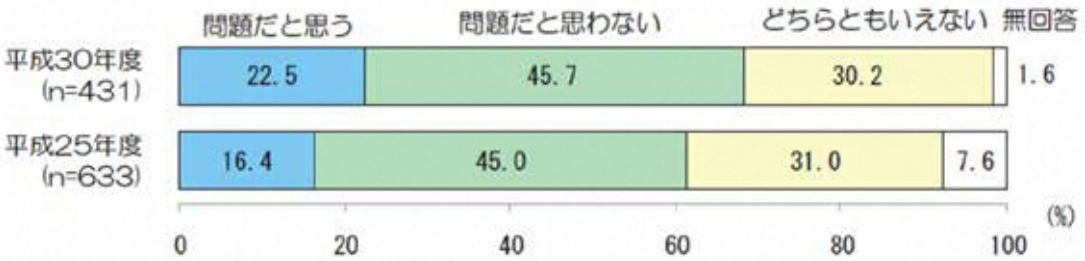
また、女性は、就業の中断や非正規雇用の割合が高いことから、男女間の賃金格差が生じています。

本市においては、性別に関係なく、個性と能力を十分に発揮し活躍できるよう、仕事と生活の調和の推進や、子育て支援、女性活躍の視点を踏まえ、2020（令和２）年に「綾部市特定事業主行動計画統合版（次世代育成支援･女性活躍推進統合版）」を策定し、管理監督職への女性の登用 30％以上を目標として取り組んでいます。

生活の拠点である家庭・地域が、慣習やしきたりにとらわれることなく、様々な分野に男女共同参画の視点を取り入れながら、より心豊かで安全安心な住みよいまちづくりを男女がともに進めていくことが必要です。

人権侵害に関する考え方についてどう思いますか？

夫は、妻が育児や家事に支障がないのなら働いてもいいと言った



「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査報告書　概要版（平成 31(2019)年３月）

パパはいいのに、ママはダメなの？



ジェンダーにとらわれると、どうなるの？

今もなお、「男は仕事、女は家庭」という男女の役割を固定的にとらえる意識が社会に根強く残っています。これは、社会的・文化的に形成された、「男性はこうでなければならない」「女性はこうでなければならない」など、性別だけで役割を区別する考え方で、「ジェンダー」といいます。社会に根強く残っているこのような意識は、家庭や学校、地域で、さまざまな男女差別を生む原因になっています。

考えよう !!

「男だから……」「女だから……」ではなく、共に支えあう社会を築くために、私たちにできることは、どんなことなのでしょうか？　みんなで一緒に考えてみましょう。

マンガで考える　身近な人権
（公財）人権教育啓発推進センター

（３）子どもの人権問題

子どもの人権とは、子どもに「安全」「安心」と「自信」と「自由」を保障することです。子どもは大人から保護されるばかりでなく、人格を持った一人の人間として尊重されなくてはなりません。大人と同じように権利の主体があり、自ら考え、行動しながら人格を形成していく存在です。子どもたちの「生きる力」を育て、その成長発達を見守るのが大人の責任であるといえます。

本市では、2010（平成 22）年に、綾部市次世代育成支援対策推進行動計画（後期行動計画）「あやべっ子すこやかプラン」を策定し、次代を担う子どもたちの心身の健全育成を目指し、子育て支援の施策を推進してきました。さらに、2020（令和２）年に子どもの貧困対策を含む新たな計画「あやべっ子すこやかプラン（第２期綾部市子ども・子育て支援事業計画及び第３期綾部市次世代育成支援対策推進行動計画、綾部市子どもの貧困対策計画）」を策定し、子育て世帯を地域全体で支える取組を進めています。

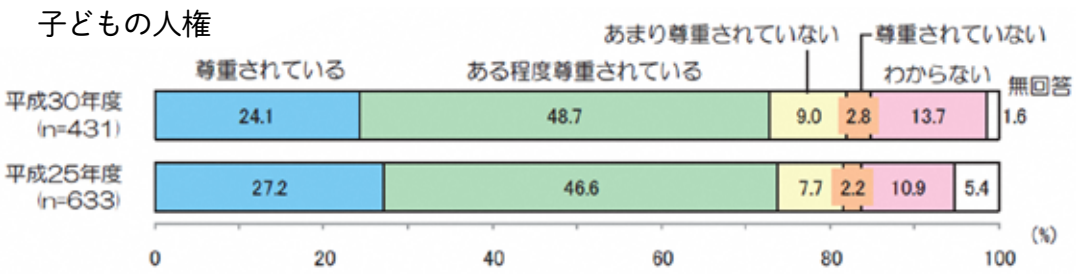
近年、少子化の進行や家庭の孤立化、家庭、地域社会における子育ての機能低下等が進む中で、子どもを取り巻く環境は大きく変化してきています。

市民調査の結果では、72.8％の人が「子どもの人権が尊重されている」と回答していますが、最近、虐待により子どもの尊い命が奪われる事件が深刻化しているほか、LINE（ライン）や X（エックス　旧ツイッター）等の SNS の普及に伴って、それを悪用した子どもを巻き込む犯罪も増えています。

近年の急激な少子化に伴い、子ども同士のふれ合いの機会が減少し、自主性や社会性が育ちにくい状況が生まれています。また、本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行なっている子どもが、責任や負担の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまう「ヤングケアラー」が社会問題となっています。家族の形態等の変化に伴い、家庭の子育てのあり方も多様化しており、地域社会全体で子どもを育て、保護していくことが課題となっています。

また、国の「国民生活基礎調査」によると、2021（令和 3）年の我が国の相対貧困率は 15.4％で、17 歳以下の子どもを対象とした「子どもの貧困率」は 11.5％となっています。子どもは「将来を担う社会の宝」という理念に立ち、社会総がかりで子どもの育つ環境を整備することが必要です。

人権が尊重されていると思いますか？



「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査報告書　概要版（平成 31(2019) 年３月）

私のこと ぼくのこと ―人権ってなんだろう？―



人権について考えてみよう !!

全ての人が生まれながらに持っている「人権」は、私たちが人間らしく幸せに生きていくため認められている大切な権利です。私たちは、お互いの人権を尊重し合うと共にそれを自分たちの手で、守り育てていかなければなりません。

子どもの権利条約

1989（平成元）年、国連で採択され翌年発行された「子どもの権利条約」では、“子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利を持ち、その意見は、子どもの発達に応じて、十分考慮されなければならない”と明記されています。

考えよう !!

どんな時も人と同じようにしなくてはいけないなどということはありません。一人ひとりが、個性や能力に応じて、その人らしく生きる。「自分の気持ちを大切に」「自分らしく輝く」そのために、あなたができることは、どんなことでしょう。

マンガで考える　身近な人権

（公財）人権教育啓発推進センター

（4）高齢者の人権問題

わが国の高齢化は、世界にも例を見ない速さで進んでいます。本市の 2021（令和3）年 3 月末現在の65 歳以上の高齢化率は 37.9％で、約 3 人に 1 人が高齢者となる超高齢社会を迎えています。こうした状況を踏まえ、我が国では、1995（平成7）年 12 月に高齢社会対策の基本事項を定めた「高齢社会対策基本法」2000（平成 12）年 4 月に高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして「介護保険法」、また 2006（平成 18）年 4 月に「高齢者の虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下「高齢者虐待防止法」という。）」がそれぞれ施行されるなど、高齢者の尊厳が守られ、安心して生きがいを持って暮らせる社会の実現に向け、さまざまな取組が進められてきました。

本市においては、2000（平成 12）年に「第 2 次綾部市高齢者保健福祉計画」を策定して以来、3 年ごとに見直しを行い、2024（令和6）年には、「第 10 次綾部市高齢者保健福祉計画」を策定し、一人ひとりが尊重され、高齢者がいつまでも健康で生きがいを持ち、住み慣れた家庭や地域で安心して生き生きと暮らせるまちづくりを進めています。また、地域包括支援センターによる相談活動をはじめ、「高齢者虐待防止法」の施行を踏まえ、経済的虐待などに対する相談体制の整備や虐待の早期発見、早期対応に取り組んでいます。

心身の機能の衰えなどから介護等が必要になった際に、人格やプライバシーを無視した扱いを受けたり、ややもすれば虐待、悪徳商法や詐欺等の財産侵害を受けるなど、高齢者の「人間としての尊厳」が否定される問題も発生しています。

要介護状態や認知症等になっても、高齢者の尊厳が守られ、可能な限り自立して社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう支援するとともに、生きがい対策だけではなく、高齢者が社会を構成する重要な一員として各種の活動に参加できる環境づくりのために取組が必要です。



はたらく高齢者が増えています

近年、高齢者が安心して自立した生活が送れるように、定年となる年齢の引き上げや、継続雇用制度など、就業環境を整える対策が進められています。これは、少子高齢化によって労働人口が減少しているためでもありますが、意欲と能力がある高齢者が増えているためでもあります。

ですから、高齢者がはたらく諸条件を整えていくことは重要です。若者には、若者ならではの感性や体力がありますが、高齢者には、長年培ってきた豊富な経験や知識、優れた技術があります。高齢者の能力を生かし、年齢に関係なく、誰もがお互いに尊重し合える職場づくりを進めていくことが大切で、企業が取り組まなければならない喫緊の課題です。

国は、2012（平成24）年に高年齢者雇用安定法を改正しました。この法律は、急速な高齢化の進展に対応し、高齢者が意欲と能力に応じてはたらき続けられる環境の整備を目的としています。

少子高齢化が進み、世界に類のない「超高齢社会」となっている日本において、今こそ高齢者がこれまで培ってきた力を生かす時なのです。

数字で見る はたらく私と人権 （公財）人権教育啓発推進センター

小さな勇気で笑顔が２倍



超高齢社会における問題

日本は、平均寿命の延びや少子化などにより、人口のほぼ４人に一人が 65 歳以上の高齢者である「超高齢社会」です。このような中、高齢であるということで、社会で邪魔者扱いされる、就職などで差別を受ける、家族や介護者による身体的・心理的虐待を受けるなど、さまざまな問題が生じています。

私たちができること

高齢者が社会活動などを通じて、心の豊かさや生きがいを得るためには、地域の人々の協力が不可欠です。年齢にとらわれず、高齢者が社会の重要な一員として他の世代とともに活躍できる社会、高齢者一人ひとりの個性や能力が最大限に尊重され、安心して暮らせる社会を実現する必要があります。そのためには、高齢者への思いやりや理解を深め、人権を尊重する心を育むことが大切です。

マンガで考える　身近な人権
（公財）人権教育啓発推進センター

（５）障害のある人の人権問題

本市では、1997（平成９）年に「綾部市障害者計画～障害者等の住みよいまちづくりの推進を目指して～」を策定し、障害者施策の推進を図り、2003（平成 15）年、2011（平成 23）年の計画改定を経て現在に至り、2021(令和３) 年に「第４期綾部市障害者計画」を策定し、取組を進めています。

障害の重度化・重複化、高齢化、社会生活環境の変化、介護保険制度や障害者自立支援法の施行など障害者を取り巻く状況も変わってきたことを受け、2011 (平成 23) 年には、障害者基本法が改正され、2013 (平成 25) 年には「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が公布され、障害があってもなくても分けられず、一人ひとりを大切にする社会（共生社会）をつくることを目指しています。また、2021（令和３）年に障害者差別解消推進法が改正され、2024（令和６）年から、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化されます。これまでの民間の事業者の「努力義務」とされてきた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」とされました。

教育委員会では、障害者の生涯学習を推進するために、長年にわたり「綾部市障害者青年学級」「綾部成人教室」「視覚障害者成人講座」「聴覚障害者成人講座」「難聴者成人講座」等を開設し、それぞれ参加者の意見を尊重して、学級・講座の運営・充実に努めています。

2018 (平成 30) 年には、誰もが障害の有無にかかわらず、手話やその他の様々なコミュニケーション手段を活用することにより、お互いが尊重し合い、つながり合える共生社会を実現するため、「綾部市手話言語の確立及び多様なコミュニケーション手段の促進に関する条例」を施行しました。

また、市内企業においては、施設のバリアフリー化や専任の指導員の配置等を行い、障害のある人の雇用に特別な配慮をした「特例子会社」を設立するなど、障害の特性に配慮した仕事の確保や職場の環境整備に取り組まれています。

障がいのある人が生きがいをもってはたらくことのできる社会を



障がいのある人の雇用を促進することにより、その職業と生活の安定を図ることを目的に、1960（昭和35）年に障害者雇用促進法が施行されました。2016（平成28）年に施行された改正法では、障がいのある人に対する差別の禁止や合理的配慮の提供が義務付けられました。また、法定雇用率の算定対象に精神障がいのある人を加えるとしています。

厚生労働省の調査では、法定雇用率を達成している企業は45.9%と、半分に満たない現状です。しかし、障がいのある人の就労意欲は年々高まっており、また企業における理解も進んでいることから、今後、さらに障がいのある人の雇用が進むことでしょう。

だからこそ、職場における適切な配慮や支援について、はたらく私たちは理解しておかなければなりません。その基本は、基礎的な職場環境を整えた上で、「できることは自分で、できないことは助け合って」の精神です。まずは、どのような支援を必要としているのか、障がいのある人本人に素直に聞いてみましょう。その上で、障がいのある人が十分に能力を発揮できるよう、相手が必要とする合理的な配慮や支援を行うことが大切です。誰もが可能な限り自立し、必要な時には、助け合い支え合う、そんな職場環境が求められています。

なお、障害者雇用促進法改正と同時に施行された障害者差別解消法では、事業をする中で発生する不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供努力について定められています。

数字で見る　はたらく私と人権
（公財）　人権教育啓発推進センター

ちょっとした配慮で誰もが暮らしやすくなるんだね！



得意なことも苦手なことも

どんな人にも得意なことと苦手なことがあります。自分一人ではできないことでも、友達やまわりの人のほんの少しの気配りや手助けで、すんなりできたことはありませんか。

合理的配慮ってなあに？

障がいのある人が、配慮を必要とする困難を感じた時、社会や周りの人が、その状況に応じた変更や調整などをお金や労力などのかかりすぎない範囲で行う無理のない配慮を「合理的配慮」といいます。

考えよう !!

どのような配慮が必要になるのかは、その人の障がいの特性や困りごと、学校生活の場面や環境によりさまざまです。本人はもちろん、保護者や学校関係者などとのコミュニケーションを繰り返しながら、一人ひとりに合わせた配慮を考え、誰もが暮らしやすくするための工夫や気配りをすることが大切なのです。

マンガで考える　身近な人権

（公財）人権教育啓発推進センター

（６）外国籍等の人の人権問題

外国籍等の人に対しては、言語・宗教・習慣等の違いから就労差別やアパート・マンションへの入居拒否などの差別行為が大きな問題となっています。また、言語の違いなどにより、外国籍等の人が地域で生活していく上で、行政サービス等の情報が十分に得られず、本来受けられるサービスの提供を受けられないなどの生活上の問題や、外国籍等の子どもが十分な教育を受けられないなどの教育環境の問題も指摘されています。

そのような中、2016（平成 28）年には、「ヘイトスピーチ解消法」が施行され、日本以外の国や地域の出身者への不当な差別的言動を解消するための基本理念や基本施策を定め、推進することが決定されました。

本市でも、この法律の趣旨や責務を踏まえ、市の公の施設等でヘイトスピーチが行われることを防止するため、2019（令和元）年 10 月 1 日から、「綾部市公の施設等におけるヘイトスピーチ防止のための使用手続に関するガイドライン」を施行しました。

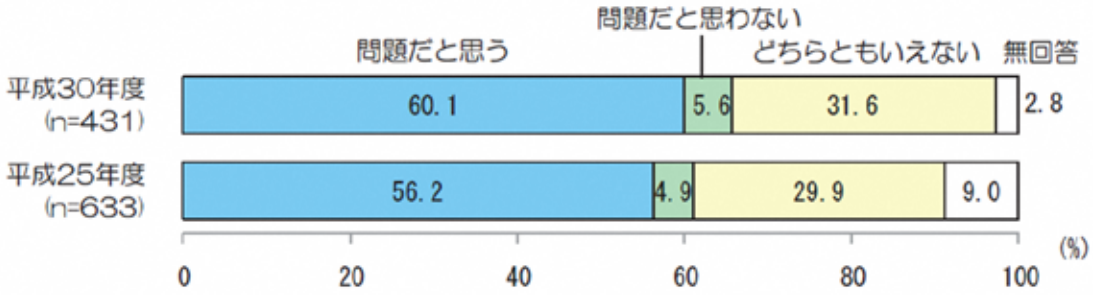
本市における外国人登録者は、2022（令和４）年３月末現在で 477 人であり、本市の人口の約1.5％と増加傾向にあります。国籍（地域）は、ベトナムが最も多く、次いで、フィリピン、韓国、朝鮮、中国となっています。

日本に永住している韓国・朝鮮等の人々については、教育、選挙制度等の人権にかかわる問題があり、新たに日本で生活することとなった外国籍等の人々については、言葉や生活習慣の違いから日常生活を送るうえでさまざまな問題が指摘されています。

本市においては、国際理解を深めるためのさまざまな取組を行う綾部国際交流協会や学校、企業等の関係機関との連携により、外国籍等の人に対する支援を行っています。

人権侵害に関する考え方についてどう思いますか？

外国人であることを理由に賃貸マンションへの入居を断られた



「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査報告書　概要版（平成 31(2019) 年３月）

コミュニケーションで相互理解を！！



多文化共生社会

日本に定住する外国人とその家族が増える中、言葉や習慣による違いや、コミュニケーション不足などにより、外国人が地域社会で孤立したり、人権侵害を受けるといった事例が少なくありません。国籍や民族、文化の違いを認め、尊重し、助け合いながら、共に生きていく社会を「多文化共生社会」といいます。

私たちができること

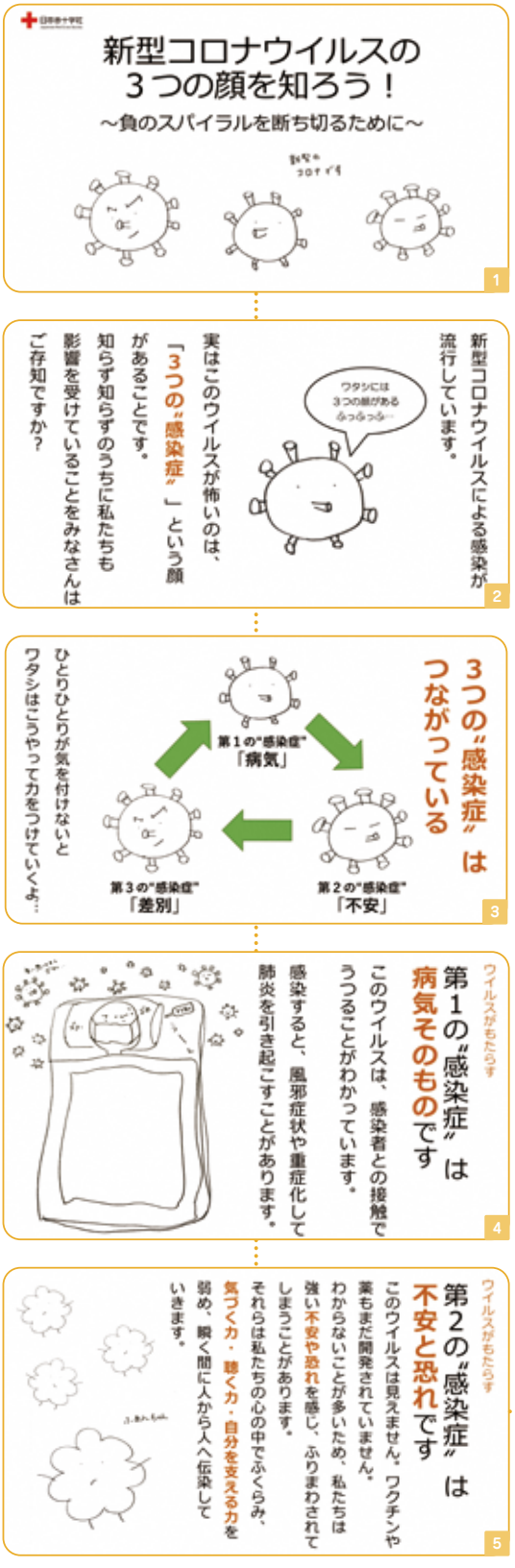
誰もが暮らしやすい「多文化共生社会」の実現のために、外国人の文化や習慣を尊重しつつ、日本の文化や習慣を理解してもらえるよう、日ごろからお互いのコミュニケーションを深めるよう努めましょう。

マンガで考える　身近な人権
（公財）人権教育啓発推進センター

（7）感染症患者等の人権問題

エイズやハンセン病などの感染症については、正しい知識や情報の普及が十分とは言えない状況にあり、これらの感染症に対する理解不足から、感染症患者や元患者、その家族の人権が侵害されるという問題が生じています。新規エイズ患者・HIV 感染者数は、2013（平成 15）年の1590 件をピークとし、減少傾向にあります。

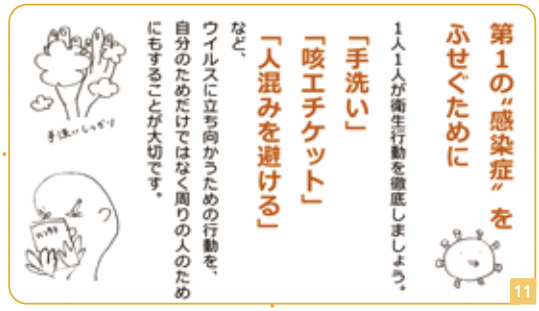
HIV ウイルスは、会社や学校などの社会生活での接触による感染や空気感染の心配はありません。また、ハンセン病であるらい菌の感染力は極めて弱く、万一発病しても現在は治療方法が確立しており、早期治療によって完治する病

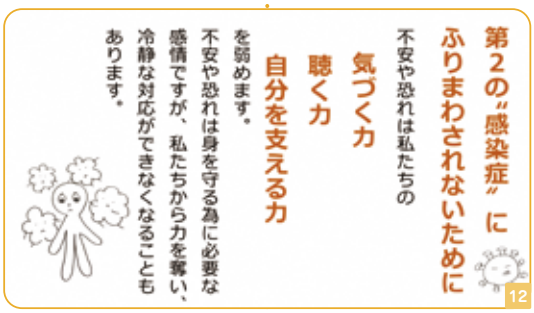


気です。うわさや風評に惑わされることなく感染症に関する正しい知識を持って、共に生きることができる社会を築いていくことが重要です。

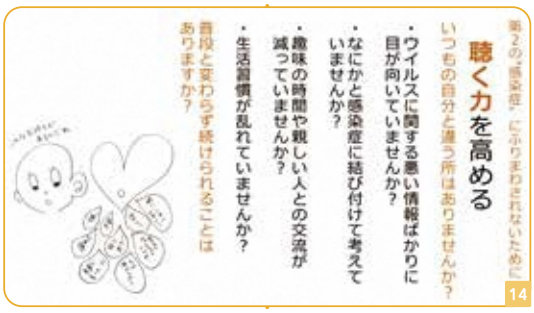
新型コロナウイルス感染症（COVID-19）のまん延は、病気としての問題だけでなく、この病気が感染症であることから、社会不安を増大させ、感染者、医療従事者だけでなく、その家族や近隣の人々に対しても不当な差別やいじめなどの人権侵害が増大するという大きな問題を生みました。

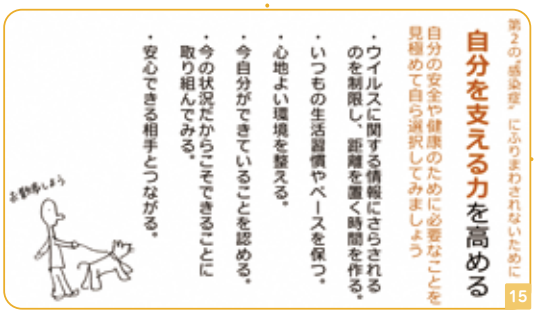
恐れるべきは人ではなくウイルスです。病気を理由に人を差別したり、職業や属性だけでレッテルを貼り排除したりすることは絶対に許容できません。

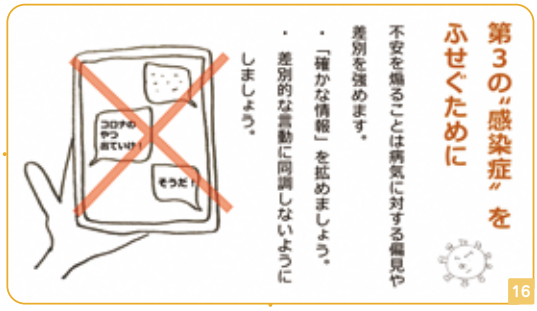


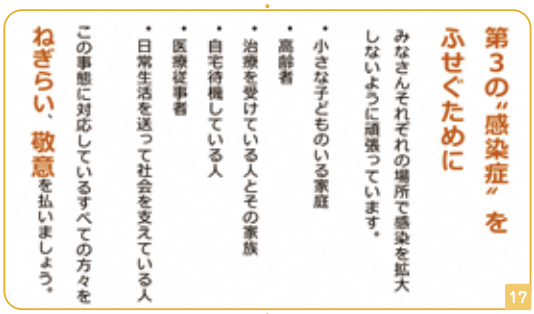


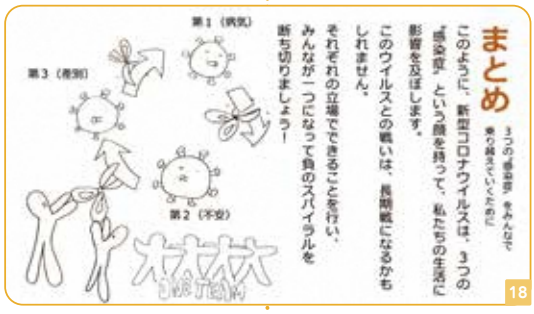




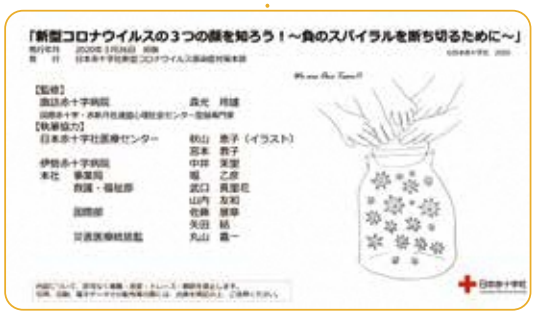












http://jrc.or.jp/activity/saigai/news/200326_006124.html　日本赤十字社の許可を得て掲載しています。

（８）性的指向・性自認をめぐる人権問題

性的指向により恋愛や性愛の対象が同性又は両性である人や、身体の性と心の性（性自認）が一致しないため違和感に悩む人（性的少数者（LGBT 等））は、周囲の無理解により心無い目で見られるなど、偏見や差別の対象となっています。

そのため、偏見や差別を受けることを恐れて、性の在り方を周囲に打ち明けられず苦しむ人たちがいます。従来の性区分や性の在り方を前提とした価値観により、社会生活を送る上で支障が生じたり、不利益を強いられたりすることもあります。

国では、2004（平成 16）年７月に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍や住民登録上で性別の変更が認められるようになりました。

本市でも、2023（令和５）年４月から、「綾部市パートナーシップ制度」を施行するなど、人権に配慮した施策を実施しています。

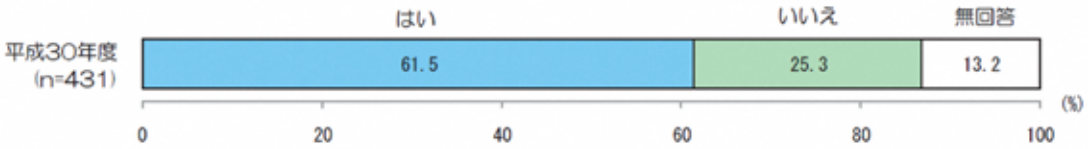
また、2023（令和５）年６月には、国や自治体、企業、学校に対して、性的指向やジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解の増進を求める、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が施行されました。

市民調査の結果では、性的少数者（LGBT 等）という言葉を知っている市民の割合は６割を占める一方、「性的少数者（LGBT 等）の人権が尊重されているか」という問いについては、半数が「わからない」と回答しています。

性同一性障害のある人や、同性愛者、両性愛者等に対する社会の理解はいまだ十分とは言えません。社会生活のさまざまな場面で、差別や偏見を受けることがあることから、性的指向に関わらず誰もが受容され共生できる社会になるよう、性の多様性について市民の理解を深めるための研修や啓発活動が必要です。

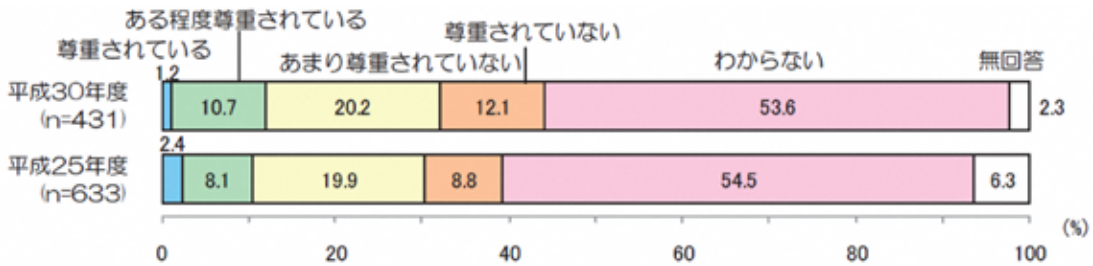
あなたは性的少数者（LGBT 等）という言葉を知っていますか？

※性的少数者：同性愛など性的指向が少数派に属する人や、身体的性と自己認識の性が一致しない人



人権が尊重されていると思いますか？

性的少数者（LGBT 等）の人権



「綾部市人権教育・啓発推進計画」に関する市民調査報告書　概要版（平成 31(2019) 年３月）

違ってもいいんだね！ ー性の多様性と人権ー



「身体の性」と「心の性」

「性自認」とは、自分の性別をどのように認識しているかということです。簡単にいうと「心の性」のことです。「身体の性」（生物学的な性）が男性であったり女性であったりしても、「心の性」は異なる場合があります。長い間、“世の中には「男性」と「女性」しかいない”といった認識だけが「普通」とされ、そこに当てはまらない人は異常と考えられてきました。しかし、性のかたちは、とても多様なものなのです。

考えよう !!

性の認識や表現などについては、どれが正しく、どれが間違っているということではなく、どんなかたちでもその人らしさを表しています。人によって顔や声、趣味、好きな色が違うように、好きになる性や、表現したい性は、人それぞれ違っていて、とても多様なものです。

いろいろな性のかたちを理解すること。それは、誰もが自分らしく生きていくために、とても大切な事なのです。

マンガで考える　身近な人権

（公財）人権教育啓発推進センター

（9）さまざまな人権問題

「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害のある人」「外国籍等の人」「感染症患者等」の人権問題や「性的指向･性自認をめぐる人権問題」の他にも､「インターネット上での人権侵害」「個人情報の保護」や「犯罪被害者やその家族等」「刑を終えて出所した人」の人権問題､「北朝鮮による拉致問題」「その他人権問題（ホームレスの人に対する嫌がらせや暴行、アイヌの人々に対する偏見や差別など)」等があります。

このように人権問題が多様化、複雑化している状況の中で、人権教育・啓発については、それぞれの人権問題を個別に理解・認識していくことと併せて、人権に対する意識を普遍的な視点から総合的にとらえていく必要があります。

3 人権研修の進め方

（1）いろいろな学習方法

① 話を聞くことを主としたもの

- 一人の講師による講義・講演
- 何人かの代表者による討論（パネルディスカッション）
- 何人かの代表者による体験、実践、意見発表

② 話し合いを主としたもの

- 話し合いで大切なことは、全員発言を基本とすること（小集団討議の重視）
  生活課題、地域課題にも目を向ける。

③ 資料（媒体）を利用するもの

- 映画、DVD（ビデオ)、ラジオ、インターネットなど
- リーフレット、冊子など印刷された資料

④ 書くこと（アンケート等）

- 学習の課題や成果を把握し、次の学習・計画につなげる
- 学習前の実態調査
- 学習後のひとこと感想など

⑤ 社会見学

（2）視聴覚教材を用いた研修

① 研修の目的（取りあげる人権課題）を決める。

アンケートで参加者の希望や意識等を把握するのも１つの方法です。

② 事前学習のすすめ

研修の案内や研修前に学習のねらいや注意して見てほしい場面などを伝えておくことで、学びが深まります。

③ 事後学習のすすめ

視聴覚教材は、感性に訴える教材ですから、見るだけで終わると差別意識をうえつけたり、残したりするケースもあります。学習のまとめ（研修の趣旨の再確認）を行うことで、正しい理解につながります。

啓発資料

視聴覚教材一覧

人権かがやきプラン
（概要版）

4 啓発資料

（1）視聴覚教材一覧（VHS・16 ミリ）

―見る・知る・考える―

No.	資　料　名	時間	規格
1	偏見の構図	30 分	VHS
2	日本の歴史と部落問題（全3巻）	60 分	VHS
3	幸福はいちばんあとから	54 分	VHS
4	新ちゃんがないた （障害者問題）	36 分	VHS
5	直子のブローチ	23 分	VHS
6	とべないホタル（アニメ）	20 分	VHS
7	わすれるもんか！（アニメ）	40 分	VHS
8	未来からのメッセージ（アニメ）	25 分	VHS
9	ふたりのタロウ（アニメ）	26 分	VHS
10	さわやかに風吹く町	55 分	VHS
11	ゆかりの鍵	54 分	VHS
12	くもりのち晴れ（アニメ）	40 分	VHS
13	こんど逢うとき	55 分	VHS
14	私たちと人権 ―赤ちゃんのささやき―	31 分	VHS
15	紫陽花のころ	30 分	VHS
16	「人権教育のための国連 10 年」と同和教育	55 分	VHS
17	ふれあい家族	48 分	16ミリ
18	誇り高き男	56 分	VHS
19	蛍の舞う町で（アニメ）	42 分	VHS
20	雲が晴れた日	53 分	VHS
21	風のひびき	54 分	VHS
22	風かよう道	35 分	VHS

No.	資　料　名	時間	規格
23	おはようの声が響く街に	35 分	VHS
24	風と大地と梨の木と ～第3章 老いのいきさき～	54 分	VHS
25	トモダチ	31 分	VHS
26	夢、空高く（アニメ）	41 分	VHS
27	残された日記	56 分	VHS
28	夢の約束	53 分	VHS
29	元気をありがとう	53 分	VHS
30	私のない私～同調と傍観～	30 分	VHS
31	善良な人々	56 分	VHS
32	もう一度あの浜辺へ	38 分	VHS
33	ぬくもりの彩	36 分	VHS
34	仮免許練習中	30 分	VHS
35	バースデイレストラン	30 分	VHS
36	旅立ちの日に（アニメ）	40 分	VHS
37	私の好きなまち	35 分	VHS
38	紡ぎだす未来	35 分	VHS
39	人権を行動する	25 分	VHS
44	今でも部落差別は あるのですか？	38 分	VHS
45	人権感覚のアンテナって？	39 分	VHS
46	そっとしておけば… 寝た子を起こすなという考え方	36 分	VHS
47	差別っていったい何やねん ―歩く水平社宣言・川口泰司―	30 分	VHS

（2）視聴覚教材一覧（DVD）

No.	資　料　名	内　容	時間 規格 購入年
40	**青春の ヒューマンステージ**	さまざまな人権問題の固有の経緯や課題を踏まえ、その根底にある共通の差別構造を見極めることを通し、豊かな人権感覚を身に付けることをねらいとしています。	31 分 DVD 平成 20 年
41	**ホームタウン**	在日韓国人 3 世の姿を通して、名前や国籍の違いを認め合い、それぞれの生き方・考え方を大切にして相互に理解し合うことの必要性を学び、すべての人の人権が尊重される豊かな社会の実現について考えるきっかけとなります。	54 分 DVD 平成 20 年
42	**いま、部落を語る 若者たち**	若者たちは等身大の自分を語り、活動を語り、悩みを語ります。部落のマイナスイメージを克服し、等身大のアイデンティティーを模索し始めた若者たちの姿を追う中で、部落差別に向き合う手がかりを探します。	27 分 DVD 平成 20 年
43	**同級生**	部落差別が原因で物別れになってしまった二人の父親が、子どもたちや家族同士のふれあいの中で再び部落差別と向き合いながら友情を取り戻していく姿を描いています。	30 分 DVD 平成 21 年
49	**いのち輝くとき**	深刻な社会問題となっている虐待。特に、地域社会から孤立している親が現代社会や家庭生活の中で様々なストレスを抱え込み、そのはけ口として抵抗できない子どもへの虐待を行っている場合が増えているのではないでしょうか。お年寄りの温かい思いやりと励ましで若い夫婦が立ち直っていく、生きていることの素晴らしさと命の尊さを問う作品です。	30 分 DVD 平成 22 年
50	**私の中の差別意識 －部落差別問題から 考える－**	同和問題を通し、人の中に巣食う差別意識への気づきを促していきます。あからさまな部落差別は影を潜めましたが、まだまだ結婚差別や就職差別などは残っているのが現状です。この作品では、差別された人々の心の痛みを伝えつつ、どうすれば差別がなくなるのか考えるきっかけを提供します。そして、自らの差別意識に気づき、正しい知識や判断力を持つことの大切さを伝えます。	24 分 DVD 平成 23 年
51	**人権のヒント　地域編 「思い込み」から 「思いやり」へ**	人権というと、なんだか難しいことと思いがちです。しかし、私たちの日常生活のいろいろな場面に「人権のヒント」は隠されています。この教材は、街の喫茶店「カフェ・ヒューマンライツ」のママのところに、さまざまな思いをいだいた人々が集まってくる。その交流の中から、「人権のヒント」を考え、それぞれの違いを、思いやる心の大切さを理解していく内容になっています。	25 分 DVD 平成 23 年
52	**夫婦で 差別と闘います！**	結婚して3年。部落出身の妻と部落外の夫は講演活動を始めた。異なる立場からの二人の講演は部落差別の実態を重層的に暴いていく。二人の結婚を祝福した人や応援した人、そして、悩んだ親たち…。赤裸々に語られる差別心とは？結婚差別の実体験にも二人は踏み込んでいく。差別は人と人とのつながりだけでなく、自分の可能性も断ち切ってしまう。そんな思いをもつ高校生たちが企画した交流集会で、二人は語った。	30 分 DVD 平成 23 年
53	**親愛なる、あなたへ**	仕事一筋に生きてきた小野寺弘務の定年退職を目前に、妻の陽子が脳梗塞で急死。陽子は地域のボランティア活動をしていたが、弘務は全く無関心だった。陽子の死後、弘務は陽子の日頃の様子や地域を知らなかったことを痛感し、地域を見つめ直していく。数日後、陽子の手紙を受け取り、その手紙を読むのだが…。一人の男性の「気づき」と「再生」を描いたドラマ。無関心、無理解という冷たい壁を破り、温かい相互支援を進めることの大切さを伝えています。	37 分 DVD 平成 23 年

No.	資　料　名	内　容	時間 規格 購入年
54	探梅（たんばい） 春、遠からじ（アニメ）	夫の故郷である北九州市に越してきた亜紀。東京育ちの亜紀にとって、地域の世話好きな邦子は苦手な存在だった。ある日、愛猫が失踪し、邦子に助けを求める。愛猫を助けたのは町内で孤立している波岡だった。波岡との出会いと福祉協力員としての活動を通して、亜紀は人がつながる温かさを感じていく。人と人とのつながりや「包み込む社会」の大切さについて描かれた作品。	40 分 DVD 平成 24 年
55	同和問題と人権 ―あなたは どう考えますか― （アニメ）	会社でセクハラなどの人権問題を担当する大月友一が、休日、家族と帰郷する道すがら、故郷の話がきっかけとなり、みんなで同和問題について話し合うことになった。部落差別、同和問題についての考えは様々で、父母の体験も聞き知識を深めることにした。この作品は、同和問題について正しく理解し、解決するにはどうすればよいのかを考えるアニメーション作品。	28 分 DVD 平成 24 年
56	ほんとの空	弓枝の一人息子の輝は空オタクで友だちがいない。ある日、輝がマンションの屋上で同じ年頃の龍太に出会い、二人は意気投合する。輝は龍太を家に招き夕食をとる。後日、龍太の母から福島の草木染めの布をお礼にもらうが、放射能への恐ろしさから布を捨ててしまう。そして、それを龍太がゴミ置き場で発見し…。同和問題や原発事故に伴う風評被害を取り上げ、これらに共通する「偏見」という意識を課題としそれに「気づく」こと「我がこと」として捉えることをねらいとしています。	36 分 DVD 平成 25 年
57	しごとのいみ （3編収録）	障害のある人、三人三様の「しごと」にまつわる3つのストーリーを収めたDVD 。「働いて給料をたくさんもらいたい」「仕事を通じて社会のために貢献したい」こうした思いは、障害のある人も無い人も同じはず。この作品で伝えたいのは、「障害の有無にかかわらず、人にとって働くこと の意味を考えたい」ということ。障害のある人たちの働く場である「宮城県・蔵王すずしろ」「京都府・ほのぼの屋」「東京都・パイ焼き窯」の一人の障害のある人にスポットをあてたドキュメンタリー。	30 分 42 分 39 分 DVD 平成 25 年
58	秋桜の咲く日	特別養護老人ホーム「向陽園」の主任介護士として働くちひろは、新人介護士、直也の空気の読めない発言や指示が伝わらないことにストレスを感じてしまう。ある日、直也が入居者の乾を連れて外出し、そこで乾が倒れて意識不明になってしまう。病院に駆けつけたちひろは、パニックを起こした直也に、介護士失格だと激しく叱責する。翌日から直也は欠勤し、直哉の母からアスペルガー症候群だと告げられ…。このドラマは発達障害のある人の生きづらさや痛みを描くとともに、周囲の人の正しい理解や配慮が必要だいうことを伝えています。	34 分 DVD 平成 26 年
59	結婚差別 400 事例	「通婚率 90%以上」そんな統計から、部落差別は解消したかのような認識が広がっています。弘瀬喜代さんは、その数字の奥にある厳しく悲しい現実を強く訴え、「自らの問題として考えて欲しい…」と参加者の心に熱く語りかけます。弘瀬さんの相談員としての経験から語られる差別の現実を講演会の様子を通して伝えています。	30 分 DVD 平成 26 年
60	imagination（イマジネーション） 想う つながる 一歩ふみだす	ラジオ番組でパーソナリティを務めるサヤカの元に、今夜もリスナーからの相談の便りが届きます。悩みを抱えている人々がラジオ番組を通じて、明日へとつながる一歩を見つけていくドラマです。 ・いじめをなくすのはアナタ（子どもの人権） ・「関わらないのが一番」それは本当？（同和問題） ・見えにくいから知ってほしい、発達障害のこと（障害者の人権）	34 分 DVD 平成 26 年

No.	資　料　名	内　容	時間 規格 購入年
61	**あなたに伝えたいこと**	インターネットには、利便性と共に差別的な書き込みやネット依存など影の部分もあります。この物語の主人公は、結婚話を発端に、恋人や友人、家族などとの関わりから同和問題が身近な問題であることを知ります。彼女の結婚話を中心に、恋人や友人、家族などの関わりを通して、ネット上の情報だけでなく、実際に人とふれあう中でお互いを正しく知りあうことが、同和問題をはじめとする全ての差別をなくしていくために重要であることを、明るい希望とともに伝えます。	36 分 DVD 平成 27 年
62	**桃香の自由帳**	核家族化や都市化が進む中で、人々の地域などへの意識が大きく変わり、互いにふれあい、支え合うことが少なくなってきています。同じ地域に暮らしていても、名前も知らず相手を誤解して排除したりするなど、気づかないうちに「人とのつながり」を自ら断ってしまうことがあります。この物語では、主人公の桃香の視点を通して、どの地域でも起こりうる出来事に光を当てています。日常の何気ない言動を振り返ることで、現代を生きる私たちが見失いつつある、人と人とが寄り添い、共に生きるあたたかな世界とは何かについて語りかけます。	36 分 DVD 平成 27 年
63	**ここから歩き始める**	この作品は、「認知症と共に生きる」というテーマで、高齢者の問題を人の幸せと尊厳を守るといういい人権の視点からとらえます。認知症の親を持つ主人公とその家族の中で繰り広げられる介護をめぐる葛藤と絆の紡ぎ直しを描くことで、高齢者が人として誇りを持って生きていくうえで大切なことを、家族や地域の視点を通して考えるきっかけとなるドラマ教材です。	34 分 DVD 平成 28 年
64	**家庭の中の人権 ～生まれる子へ～**	このドラマでは「家庭の中の人権」に目を向け、祖父母と孫夫婦の会話を通して、私たちの身の回りにある人権問題をクローズアップしました。家庭の中で、人権の尊さについて語りあい、伝えていくことは、すべての「いのち」を大切にすることでもあります。気づくこと、そして、行動することの大切さを描きます。	25 分 DVD 平成 28 年
65	**風の匂い**	平成 28 年 4 月に施行された「障害者差別解消法」では、「不当な差別的取扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています。社会の中にあるバリアは物理的な問題だけではなく、障害のある人への差別意識や知識不足からも生まれています。この作品は、スーパーマーケットで働く二人の青年が主人公です。その一人は知的障害があるが、子どもの頃は共に遊び、共に学ぶ「大切な友達」でした。しかし、大人になった二人を隔てる健常者と障害者という壁。二人の成長と職場での人間模様を通して、社会的な課題でもある「合理的配慮」についても考えます。	34 分 DVD 平成 29 年
66	**わっかカフェへ ようこそ ～ココロまじわる ヨリドコロ～**	あなたには「心のよりどころ」がありますか？忙しい日常に追われて誰かと「心を交流する」ことをおろそかにしていませんか？町の路地にたたずむこの小さなカフェにはいろんな人が訪れ、駿と桜が出迎えます。ここは、ココロまじわるヨリドコロようこそわっかカフェへ。 ・三色団子の向こう側（ネット上の人権侵害） ・世代をつなぐ柏餅（高齢者の人権） ・コンペイトウの来た道（外国人の人権）	35 分 DVD 平成 29 年

No.	資　料　名	内　容	時間 規格 購入年
67	**光射す空へ （アニメ）**	平成 28 年 12 月に施行された「部落差別解消推進法」では、今現在も部落差別が残っていること、情報化の進展に伴って差別の現状に変化が生じていることが明記されています。また、まだ十分に認知されていない人権課題として性同一性障害や性的指向における少数派の人々（ＬＧＢＴ）、若年性認知症と診断された人々に対する誤解や偏見もあります。若年性認知症、同和問題、ＬＧＢＴといった様々な人権課題に焦点を当て、「正しい知識と理解」「多様性の受容と尊重」の大切さを描いたアニメーション作品です。	32 分 （本編） 14 分 （解説） DVD 平成 29 年
68	**そんなの気にしない - 同和問題 -**	「そんなの気にしない」は、親友に自分が同和地区出身だということを告白したときに返ってきた言葉。告白したほうは、相手にもっと知って欲しかった。告白された方は相手が、そのままの相手で何も変わらないことを伝えたかった。しかし、その一言がきっかけで二人はすれ違っていきます。プラスのイメージを持っていることに、人は「気にしない」とは言いません。私たちが普段なにげなく使う言葉や態度のなかには、相手を傷つけるものがあるかもしれない。	17 分 DVD 平成 30 年
69	**お互いの本当が 伝わる時 - 障害者 -**	雇用分野に関して改正障害者雇用促進法が、雇用以外の分野に関して障害者差別解消法がそれぞれ施行され、事業者･事業主に対して、障害者に対する「不当な差別的取り扱いの禁止」と「合理的配慮の提供義務」が定められました。しかしながら、障害のある人に対する差別は解消されたとは言えず、また自分が意図せずとも相手を傷つけるケースも少なくありません。「障害のあるなしに関わらず皆で共生していくためにはどうすればいいのか」	24 分 DVD 平成 30 年
70	**日本国憲法と部落差別**	どのような経過を経て憲法が制定されたのかを検証し、その過程で戦後初の男女同権による民主選挙によって選出された国会議員たちが、主体的に憲法制定に取り組んだことを明らかにしました。さらに、平和の基礎となる人権尊重の精神がどのようにして憲法に書き込まれたか、とくに第 14 条の条文をめぐる論議に注目し､ここに｢部落差別の禁止｣が明確に記載されたことも明らかにしました。だれひとりとして「差別されない」と明記された「日本国憲法」こそが､真の「解放令」であることを伝え､「差別は黙って見過ごしてはならない」ことを、いま改めて憲法の意義とともに問いかけます。	17 分 DVD 令和元年
71	**パパは 女子高生だった！ ～前田　良～**	女性から男性へ性別転換し、結婚、その後二人の子をもつ父親になった前田良(37)。一審、二審で敗訴しながら、最高裁で勝訴、日本で初めて戸籍上で実子と認めさせた。イラストレーターの妻の絵を使った「パパは女子高生だった」が書籍化。当事者やパートナーの思いから、LGBT、性的マイノリティ、多様性について考える教材。	28 分 DVD 令和元年
72	**サラーマット ～あなたの言葉で～**	訪日外国人の増加や、改正出入国管理法の施行など、外国の人々と接する機会が増え、職場や地域でともに生きる時代になっています。一方で、文化、言語、習慣などの「違い」や偏見から外国人が増えることに抵抗を感じている人も少なくありません。 「違い」は壁ではなく、自分自身を成長させ、地域を豊かにする源です。異なる文化の人たちを、ともに未来をつくる新しい存在として尊重し、互いに高め合っていく。そんな多文化共生社会の実現をめざす人権啓発ドラマ。	36 分 DVD 令和２年

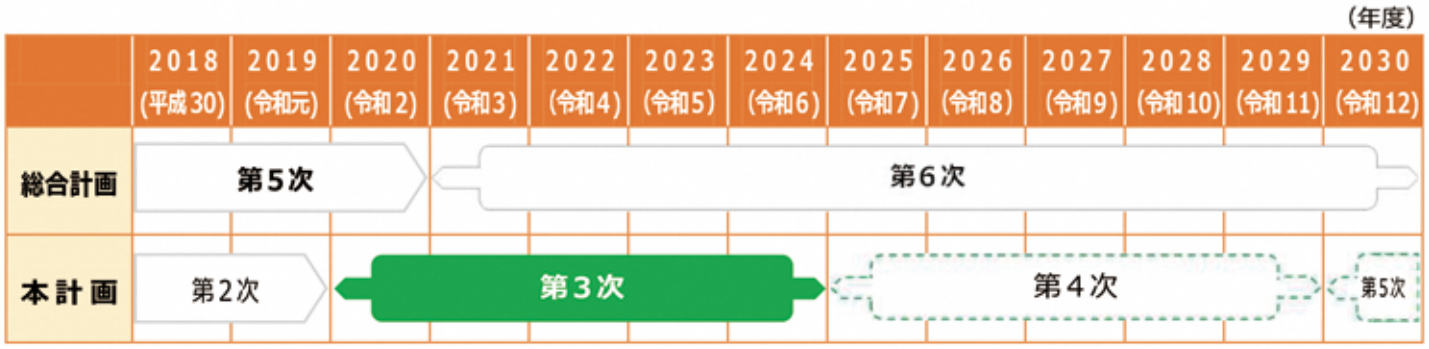
No.	資　料　名	内　容	時間 規格 購入年
73	**知りたいあなたのこと 外見からはわからない 障害・病気を抱える人**	外見からはわからない障害や病気を抱えながら日常生活を送っている人は多くいます。一見すると健康そうに見えるので、障害や病気が周囲に理解されず、辛い思いをすることもあると思います。この作品では、２人の難病患者さんと、てんかんと発達障害をもつ大学生を取材しました。どんな場面で困っているのか、どんな配慮が求められているのか。外見からはわからない障害や病気を抱える人の話を通じて、私たちにできる配慮を共に考えてゆく。	21 分 DVD 令和２年
74	**シェアしてみたら わかったこと**	「シェア」という言葉が最近身近になってきました。「シェア」という言葉は、「共有する」「分け合う」「広める」といった意味で使われています。社会の中で、互いに共有、つまりシェアしながら進んでいく社会は、一人ひとりが生きやすい社会になるのではないでしょうか。この作品では、「外国人に関する人権」「性自認や性的指向に関する人権」「外から見えにくい障害のある人の人権」「災害時の人権」の４つのテーマを扱い、それぞれの人権について考える人権啓発ドラマです。	46 分 DVD 令和３年
75	**水弊社を立ちあげた 人々**	1922 年３月３日、京都の岡崎公会堂に差別されてきた人々が集まり「人間は、差別するものではなく、尊敬すべきものだ」と宣言し、「全国水平社」を結成しました。この DVD では、日本の人権の歴史を大きく変えた水平社創立の背景や、創立大会の様子、そこに参加した人々の想いを、現地や関係者を訪ねて取材し、明らかにしました。自分たちの力で差別をなくそうと立ち上がった人々の姿から学ぶことにより、「差別」や「いじめ」を根絶するため、いま何をすべきかを問いかける教材です。	17 分 DVD 令和３年
76	**夕焼け**	作品のテーマは「ケアラー　～だれもが人権尊重される社会を～」です。相手が家族や親しい人であっても、毎日誰かの介護や世話をすることは、身体的、精神的、さらに経済的にも大きな負担がかかります。特にヤングケアラーは、学校に通い、教育を受け、友人と交流を通して成長する重要な時期であるにもかかわらず、その状況が周囲から見過ごされることが多いという問題があります。ケアは他人事ではありません。だれもがケアする側にもケアされる側にもなります。年齢を問わず、共に助け合える「誰もが人権尊重される社会」の実現をめざすことを目的とした人権啓発ドラマです。	35 分 DVD 令和４年
77	**いわれなき誹謗中傷との闘い スマイリーキクチと考えるインターネットにおける人権**	ネットでの誹謗中傷やデマが、大変大きな問題となっています。ネット上の誹謗中傷により社会的に大変大きなダメージを受け、命を落とす人もいます。この作品では、根拠のない誹謗中傷により、20 年以上にもわたって被害を受け、現在に至るまで誹謗中傷を受けながらも誹謗中傷と闘い、乗り越えていく経験をされたスマイリーキクチさんが出演します。ネットの誹謗中傷の現実と対策、そして人権的な課題について、実際の事例をもとに考える教材です。	20 分 DVD 令和４年
78	**レインボーストーリーズ 地域社会 ～ありのままで過ごせる コミュニティ～**	地域社会においては、男女の役割規範やその価値感が根強く残っていることも多く、「まだ結婚しないの？」といった一見したところ何気ない一言が性的マイノリティの人々を傷つけてしまうことがあります。トランスジェンダーの登場人物を中心に誰もが地域社会の一員として、居心地よく過ごすことができるための、さまざまな地域の取組の工夫が描かれています。「自分の暮らす街に性的マイノリティの人はいない」と考えがちな地域の中において、無意識の差別をしていないかを考える教材です。	22 分 DVD 令和５年

計画の概要

■策定の趣旨

- 綾部市では、2015（平成 27）年に「第２次綾部市人権教育・啓発推進計画」を策定し、人権教育・啓発に関する施策を推進してきましたが、改訂から５年が経過する中で、個別の人権課題に関する法律の施行のほか、社会情勢の変化や人々の人権意識の向上による新たな人権問題への気づきに対応するため、引き続き人権が尊重されるまちづくりを進める必要があります。
- 本計画は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第５条の規定を踏まえ、本市における人権教育・啓発を推進していくための指針となる「第３次綾部市人権教育・啓発推進計画」を策定するものです。

■計画の期間



※「綾部市人権教育・啓発推進計画」は、市民調査の結果から明らかになった人権課題や複雑多様化する新たな人権問題に対応するため、計画期間を５年とします。

■計画の理念と方向性

基本理念

誰もが　安心して心豊かに暮らしていける
真に　人権が尊重される　まちづくりの推進

計画の方向

この計画全体に共通する基本的な視点として、第２次計画で設定した次の５つの基本方向を継承しています。

- 共生社会の実現に向けた人権教育・啓発
- 市民が主体的に取り組む人権教育・啓発
- 一人ひとりを大切にした人権教育・啓発
- 生涯学習としての人権教育・啓発
- 身近な問題から考える人権教育・啓発

あらゆる場における人権教育・啓発の推進

就学前・学校における推進

発達段階に応じた人権教育を推進し、自分とともに他の人の大切さを理解し、さまざまな場面で態度や行動として現わすことができる力を身につけられるよう、自然や地域での体験学習、高齢者や障害のある人等との交流を積極的に推進するなど家庭や地域と連携した人権教育を進めます。

【施策の方向】
- ◆発達段階に応じた人権教育の推進
- ◆指導内容、方法等の充実
- ◆保育所、幼稚園、認定こども園、学校、家庭、地域、児童館など子育て支援施設との連携

家庭における推進

子どもたちに豊かな情操や善悪の判断力、他の人に対する思いやりの心などが育つよう、家庭での人権教育を推進するとともに、虐待やＤＶ、ヤングケアラー等、家庭内で生じる問題に対する相談体制を充実させるほか、地域との相互連携等、家庭教育に対する支援に努めます。

【施策の方向】
- ◆家庭における人権教育の推進
- ◆子育て支援やＰＴＡ等と連携した学習機会の充実
- ◆家庭同士をゆるやかにつなぐネットワークの構築への支援
- ◆相談体制の充実

地域社会における推進

人権についての正しい理解と認識を深め、日常生活の中で態度や行動として表すことができるような人権教育・啓発を、関係機関と連携を図るなかで推進するとともに、公民館や社会施設等、地域活動などの機会を利用し、市民が主体的に取り組める仕組みづくりを支援します。

【施策の方向】
- ◆地域社会における人権教育・啓発の推進
- ◆人材育成の推進
- ◆学習内容の充実

企業・職場等における推進

企業が社会的責任（ＣＳＲ）を果たすことを促進し、主体的な取組を推進するとともに、公正な採用選考や働きやすい職場環境づくりなど、多様性を認め合い、さまざまなハラスメント防止等の取組を支援します。

【施策の方向】
- ◆企業・職場等における教育・啓発の推進
- ◆企業・職場等の研修に対する支援
- ◆公正な採用選考及び雇用の促進
- ◆職場におけるハラスメント防止に向けた支援

人権問題と深いかかわりを持つ職業従事者等に対する研修等の推進

市職員

- 「綾部市職員研修計画」に基づき、人権研修の充実を図り、人権問題に対する正しい理解と認識を深め、問題解決に向けた実践者となるための知識と行動力を持った職員の育成を図ります。
- それぞれの担当業務において、人権感覚を持って職務が遂行できるよう資質の向上を図ります。
- 地域や学校、ＰＴＡ等で行われる各種研修会に積極的に参加し、地域により一層深くかかわり、地域の人権教育・啓発のリーダーとして活動を行えるよう人権意識の高揚を図ります。

教職員・社会教育関係者等

- 人権教育主任や児童生徒支援加配教員が園・学校の人権教育を点検するとともに、関係機関等と連携し、日常的な人権教育の取組を園・学校の文化として根付かせていきます。
- 人権尊重の理念について十分な認識を持ち、実践的な指導力を持った教職員の育成を図るため、園・学校の研修を充実します。
- 社会教育関係者に対しては、地域社会における人権教育に関する認識の深化を図るとともに、専門性を備えた指導者として育成と資質の向上を図るため、研修等の充実に努めます。

医療関係者

- 患者が安心して、安全で適切な医療を受けることができるようインフォームド・コンセントの徹底や、各種委員会において患者のさまざまな権利の尊重や個人情報保護に努めるとともに、医療関係者に対する人権教育・啓発の支援に努めます。

保健福祉関係者

- 保健福祉関係者が人権に対する正しい理解と認識のもとで業務を進めていくよう、関係機関と連携を図り、人権問題にかかわる研修の充実に努めます。
- 民間施設や介護・福祉サービス提供事業者に対しては、綾部市障害者地域自立支援協議会や綾部市介護サービス事業者連絡会、ケース会議等を利用し、高齢者、障害のある人等の権利擁護のための教育・啓発に努めます。

消防関係者

- 消防職員及び消防団員は、市民生活と密接に関わる業務であり、災害現場において十分に人権尊重を考慮した活動が求められることから、人権講演会や人権研修会等への参加を促し人権啓発活動への取組に努めます。

マスメディア関係者

- 常に人権に配慮した適正な取材活動や報道が行われるようマスメディア関係者と連携を図ります。
- 人権に関する情報共有を行うとともに、市民による人権教育・啓発のための自主的な取組等の情報提供を行います。

課題別施策の推進

同和問題（部落差別）

部落差別解消法の施行を踏まえ、同和問題（部落差別）は過去の問題ではなく、今なお存在する現実の課題であることを再認識し、市民一人ひとりが同和問題（部落差別）の正しい理解と認識が深められるよう、教育・啓発の推進と相談・支援体制の充実に努めます。

【施策の方向】
★同和問題（部落差別）における差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進
★人権侵害に対する人権擁護への対応

女性の人権問題

性別による固定的な役割分担意識を解消し、女性が社会のあらゆる場面で活躍できる体制づくりや、ワーク・ライフ・バランスの推進、ＤＶや性別による差別行為の根絶と相談・支援体制の充実、啓発の推進に努めます。

【施策の方向】
★男女平等の教育・啓発の推進
★政策等立案・決定の場への女性の参画の推進
★暴力の根絶
★働く場における男女共同参画の促進
★相談体制の充実

子どもの人権問題

少子化の進行や家庭の孤立化、子育ての機能低下等、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。未来を担う子どもたちの権利を保障することは、社会全体の責務です。子ども一人ひとりの人格を最大限に尊重し、関係機関が密接に連携した体制づくりに努めます。

【施策の方向】
★子どもの人権についての教育・啓発の推進
★児童虐待への対応の充実
★いじめ・不登校等への対応の充実や子どもの貧困対策の推進
★相談体制の充実

高齢者の人権問題

高齢者の尊厳が守られ、可能な限り自立して社会とのかかわりを持ちながら生活できるよう支援するとともに、生きがい対策だけではなく、高齢者が社会の一員として各種活動に参加できる環境づくりを推進します。また、高齢者や介護している家族等が利用しやすい相談体制の充実に努めます。

【施策の方向】
★高齢者の人権についての教育・啓発の推進
★生活・社会環境づくりの推進
★社会参加の促進
★高齢者の権利擁護の推進
★相談体制の充実

障害のある人の人権問題

障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、生活の場、雇用の場、社会活動の場の確保に努めるとともに、障害のある人もない人もお互い理解を深め合い、尊重し合える共生社会となるよう、啓発の推進に努めます。

【施策の方向】
★障害のある人の人権についての教育・啓発の推進
★自立や社会参加の支援
★雇用・就業の促進
★権利擁護の推進
★虐待の防止
★相談支援体制の充実

課題別施策の推進

外国籍等の人の人権問題

異なる文化や考え方を理解し、相互の人権を尊重しあう「心のグローバル化」を推進するとともに、外国籍等の人が異なる文化や生活習慣などを認識し、違いを認め合う「多文化共生社会」を実現するための取組を推進します。

また、日本語能力の不十分さによる地域社会でのトラブルを防ぐため、日本語学習の機会や相談体制の充実に努めます。

【施策の方向】
★外国籍等の人の人権に関する教育・啓発の推進
★生活相談等の支援

感染症患者等の人権問題

ＨＩＶ感染症やハンセン病等に対する正しい知識や理解の不足から、偏見や差別意識が根強く存在しています。誤解や偏見からくる人権侵害を防止するため、正しい知識を普及し、病気によって患者やその家族が偏見や差別を受けることのないよう、人権意識の高揚を図る啓発に努めます。

【施策の方向】
★ＨＩＶ感染症やハンセン病等に関する啓発の推進

性的指向・性自認をめぐる人権問題

性の多様性について市民の理解を深めるため、研修会の実施や市広報紙等を活用した周知・啓発活動を行うとともに、当事者からの相談については、関係機関と連携して適切な対応に努めます。

【施策の方向】
★性的指向・性自認に関する啓発の推進

インターネット上での人権侵害

インターネットによる誹謗中傷や個人情報の不正な取扱い等の人権侵害を防止するため、人権意識やモラルの向上が求められています。

利用者に対して正しい理解を深めるための教育・啓発の推進に努めるとともに、インターネット上での人権侵害等に関する問題に対して、関係機関と連携を図り、迅速かつ的確な対応に努めます。

【施策の方向】
★インターネット上での人権侵害に関する教育・啓発の推進
★インターネットによる人権侵害の被害に対する対応策等の充実

さまざまな人権問題

個人情報の保護、犯罪被害者やその家族等の人権問題、刑を終えて出所した人の人権問題、北朝鮮による拉致問題、ホームレスの人、アイヌの人々、マスメディアから受ける人権侵害、自殺（自死）、生活困窮者、婚外子など、さまざまな差別や偏見に伴う人権課題や新たな人権問題についても、すべての人々の人権を尊重し、あらゆる機会を通じて、人権教育・啓発の推進を図り、それぞれの問題の内容と実態に応じた適切な対応に努めます。

【施策の方向】
★さまざまな人権問題に関する啓発の推進

市民との協働と支援を図る施策の推進

市民参加・市民参画のための支援

◆市民への情報提供を効果的に行い、市が行うさまざまな人権施策に参加や参画できる機会の拡大に努めます。
◆人権尊重のまちづくりを進める人材の育成を図るとともに、人権啓発に取り組んでいけるよう事業の工夫や検討を行います。

各種団体との協働・支援

◆社会教育関係団体や市民団体等と連携し、人権教育・啓発を協働して推進します。
◆市民団体等が行う自主的な活動と協働するとともに、情報提供等の支援に努めます。

人権擁護を図る保護と救済施策の推進

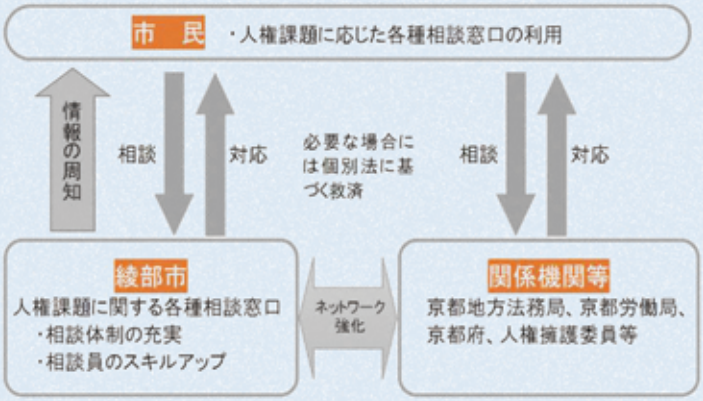
人権問題に関わる相談体制の充実

◆各種研修会等に参加することで、専門的知識等を習得し、相談担当者としての技術向上を図ります。
◆相談内容に的確に対応するために、関係機関との連携強化に努めるとともに、あらゆる機会や広報等を活用し、相談窓口や救済制度の周知に努めます。

保護と救済を図るための施策の推進

◆人権侵害を受けた被害者に対して、適切な機関・窓口に相談できるよう相談窓口の周知に努めます。
◆人権侵害を受けた被害者の安全確保のため、関係機関等の連携をより一層推進します。

■人権相談・救済の取組推進のイメージ



●計画の推進●

◆「綾部市人権教育・啓発推進本部」を中心に、関係部署と連携しながら、施策の推進を図ります。
◆関係部署においては、この計画の趣旨を十分に踏まえ、各種施策を積極的に実施します。
◆国、京都府、他市町村、関係団体等との連携を密にして、総合的な体制による人権施策の推進に努めます。
◆本計画の「施策の方向」や「進捗を共有する指標」などにより人権教育・啓発の取組内容や実施状況の点検評価を行い、より効果的な取組を推進します。




第３次綾部市人権教育・啓発推進計画
人権かがやきプラン
概要版
～誰もが　安心して心豊かに暮らしていける
真に　人権が尊重される　まちづくりをめざして～
2020年（令和2年）3月
綾部市

冊子表紙


第３次綾部市人権教育・啓発推進計画
人権かがやきプラン　概要版
発　行　綾部市
発行年月　2020年（令和2年）3月
編　集　綾部市市民環境部人権推進課
〒623-8501
京都府綾部市若竹町8番地の1
電話 0773-42-4249

関係法規等

日本国憲法

世界人権宣言

障害者差別解消法

ヘイトスピーチ解消法

部落差別解消推進法

綾部市人権尊重のまちづくり条例

5 関係法規等

日本国憲法（抄）

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起ることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めている国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思う。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いずれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従うことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立とうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓う。

■▮ 第３章　国民の権利及び義務

第 11 条（基本的人権の享有）国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第 12 条（自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止）この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第 13 条（個人の尊重と公共の福祉）すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条（法の下の平等、貴族の禁止、栄典）すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

② 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

③ 栄誉、勲章その他の栄典の授与は、いかなる特権も伴わない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受ける者の一代に限り、その効力を有する。

第 16 条（請願権）何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穏に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 18 条（奴隷的拘束及び苦役からの自由）何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条（思想及び良心の自由）思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条（信教の自由）信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

② 何人も宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

③ 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条（集会・結社・表現の自由、通信の秘密）集会・結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

② 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条（居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由）何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条（学問の自由）学問の自由は、これを保障する。

第 24 条（家族生活における個人の尊厳と両性の平等）婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

② 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第 25 条（国民の生存権、国の社会保障的義務）すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

② 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条（教育を受ける権利、教育の義務）すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

② すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条（勤労の権利及び義務、勤労条件の基準、児童酷使の禁止）すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

② 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

③ 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条（勤労者の団結権）勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条（財産権）財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

第 31 条（法定手続の保障）何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条（裁判を受ける権利）何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。

第 33 条（逮捕の要件）何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条（抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障）何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与えられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 38 条（自己に不利な供述、自己の証拠能力）何人も、自己に不利益な供述を強要されない。

② 強制、拷問若しくは脅迫による自白又は不当に長く抑留若しくは拘禁された後の自白は、これを証拠とすることができない。

③ 何人も、自己に不利益な唯一の証拠が本人の自白である場合には、有罪とされ、又は刑罰を科せられない。

■▮ 第 10 章　最高法規

第 97 条（基本的人権の本質）この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

昭和 23（1948）年 12 月 10 日
第 3 回 国連総会において採択

前　文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視と軽べつとは、人類の良心をふみにじった野蛮な行為を招来したのであり、また、人間が言論及び信仰の自由と恐怖及び欠乏からの自由（解放）とを享有する世界の到来は、あらゆる人たちの最高の熱望として宣言されて来たので、人間が専制と圧迫とに対して最後の手段として反逆に訴えざるを得ないようになるのを防ごうとするならば、人権を法の規律によって保護することが肝要であるので、諸国民の間における友好関係の発展を促進することは、肝要であるので、国際連合の諸国民は、基本的人権、人間の尊厳及び価値ならびに男女の同権についての信念を憲章において再確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上を促進することを決意したので、加盟国は、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進のために、国際連合と協力して目的を達成すべきことを誓約したので、これらの権利と自由とについて共同に理解しあうことは、この誓約を完全に実現するために最も重要なことなので、ここに、総会は、社会の各個人及び各機関が、たえずこの宣言を念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を教化及び教育によって促進することに努力し、またその世界的で且つ友好な承認と遵守とを国内的ならびに国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この人権宣言を公布する。

第１条　すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とにおいて平等である。
人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって互に行動し合わなければならない。

第２条　１．すべて人は、人種、皮膚の色、性別、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地又は他の身分というようないかなる種類の差別もなしに、この宣言に掲げられているすべての権利と自由とを享有する権利を有する。

２．更に、個人の属する国又は地域が独立地域であろうと、信託統治地域であろうと、非自治地域であろうと、その他何らかの主権の制限の下にあろうと、そういうことの一切を問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づいていかなる差別も設けられるべきではない。

第3条　すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条　何人も、奴隷にされたり、苦役に服せしめられたりすることはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形式においても禁止される。

第5条　何人も、拷問又は残虐、非人道的若しくは屈辱的な待遇や刑罰を受けることはない。

第6条　すべて人は、いかなる場合でも、法の前において人間として認められる権利を有する。

第7条　すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別のいかなる教唆扇動に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条　すべて人は、憲法又は法律によって与えられている基本的権利を侵害する行為に対して、権限ある国内裁判所による有効な救済を受ける権利を有する。

第9条　何人も、専断的な逮捕、拘禁又は追放を受けることはない。

第 10 条 すべて人は、自己の権利及び義務の決定ならびに自己に対する刑事上の訴追の決定に当り、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第 11 条 1　刑事犯罪の訴追を受けた人はすべて、自己の弁護に必要なあらゆる保障を与えられた公開の裁判において、法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2　何人も、実行の時に国内法又は国際法による犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第 25 条 1　すべて人は、自己及び家族の健康と福祉のために、衣食住、医療及び必要な社会的施設を含むところの充分な生活水準を保持する権利を有し、更に失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢、又は不可抗力による生活不能の場合に保障を受ける権利を有する。

2　母と子とは、特別の保護と援助とを受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同一の社会的保護を受ける。

第 26 条 1　すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は少くとも初等且つ基礎的な段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的であることを要する。技術教育及び職業教育は、広く一般にこれを受けることができ、また、高等教育は、能力成績本位で、すべての者に均等に開放されていなければならない。

2　教育は、人格の完全な発達と人権及び基本的自由の尊重の強化とを目標としなければならない。教育は、すべての国及び人種的又は宗教的団体の間に理解と寛容と友好関係とを増進するとともに、平和の確保のための国際連合の活動を促進しなければならない。

3　親は、その子供に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条　1　すべて人は、自由に、社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

2　すべて人は、自己の創作した科学的、文化的又は芸術的作品から生ずる精神的及び物質的利益の保護を受ける権利を有する。

第 28 条　すべて人は、この宣言に掲げられている権利及び自由が完全に実現されうるような社会的秩序及び国際的秩序を享有する権利を有する。

第 29 条　1　すべて人は、その人格の自由で完全な発達をその中にあってのみ可能である社会に対して義務を負う。

2　自己の権利及び自由を行使するに当っては、人はすべて、他人の権利及び自由の正しい承認と尊重とを保障し、且つ民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求にかなうことをもっぱら目的として法律の規定している制限にのみ従う。

3　これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的と原則とに反して行使されてはならない。

第 30 条　この宣言のいかなる規定も、この宣言に掲げてある権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し又はかかる目的を有する行為を遂行する権利を国や団体や個人について認めるものというふうに解釈されてはならない。



このリーフレットがダウンロードできます。








「合理的配慮」には対話が重要です！

建設的対話の具体例：

本ケースにおける建設的対話のポイント


建設的対話の具体例：

本ケースにおける建設的対話のポイント


不当な差別的取扱いとは

不当な差別的取扱いの具体例

正当な理由がある場合


「もし何かあったら…」は正当な理由になりません！

～「正当な理由」は個別に判断しましょう～

例：ペースメーカー利用者がスポーツジムの入会を希望している

対応のポイント


障害のある人へ適切に対応するためのチェックリスト


事業者向けガイドライン（対応指針）について

コラム：障害の「社会モデル」とは


困ったときは…

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

平成 28 年 6 月 3 日法律第 68 号

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。

もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、さらなる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第１章　総則

第１条　（目的）この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的に施作を定め、これを推進することを目的とする。

第２条　（定義）この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

第３条　（基本理念）国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対する理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

第４条　（国及び地方公共団体の責務）国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

② 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努める者とする。

■▮ 第２章　基本的施策

第５条　（相談体制の整備）国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の帽子又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

② 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めれ￥るものとする。

第６条　（教育の充実等）国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

② 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

第７条　（啓発活動等）

国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行う者とする。

② 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律

第1条　（目的）この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第2条　（基本理念）部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

第３条　（国及び地方公共団体の責務）国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

② 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第4条　（相談体制の充実）国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るものとする。

② 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

第５条　（教育及び啓発）国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

② 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

第６条　（部落差別の実態に係る調査）国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附則　この法律は、公布の日から施行する。

綾部市人権尊重のまちづくり条例

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。世界人権宣言にうたわれているこの理念は、人類普遍の原理でる。日本国憲法においても、基本的人権の享有が保障され、法の下の平等が定められている。しかし、同和問題（部落差別）をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍等の人、感染症患者等へのさまざまな人権侵害は依然として存在し、また、インターネット上での人権侵害、性的指向・性自認に関する新たな課題が顕在化するなど、社会情勢の変化等により、人権問題は多様化している。

国においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）及び部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）が制定され、地方公共団体においても、地域の実情に応じた人権課題の解決に向けて更なる取組が求められている。

綾部市においては、全国に先駆け「世界連邦都市宣言」を行い、「綾部市市民憲章」を制定するなど、人権尊重のまちづくりを基軸に施策の推進に取り組んできたが、多様化している人権課題に対し、市、市民及び事業者等が協力し、より一層、人権尊重の理念の普及に推進していく必要がある。

ここに私たちは、お互いの多様性を認め合い、支え合う共生社会を実現し、誰もが安心して心豊かに暮らしていける、真に、人権が尊重されるまちづくりを進めていくことを決意し、この条例を制定する。

第１条　（目的）この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、人権侵害は決して許されるものではないとの認識の下、人権に関する施策の推進について基本的な事項や方針を定めることにより、全ての市民の人権が等しく尊重されるまちづくりに寄与することを目的とする。

第２条　（基本理念）人権尊重のまちづくりの推進は、全ての人が基本的人権を生まれながらにして持っており、かけがえのない個人として尊重されるものであるという認識を基本として行わなけれななならない。

第３条　（市の責務）市は、前条の規定に基づき、市民及び事業者等の人権意識の高揚に努めるとともに、人権侵害を解消するための施策、その他人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

第４条　（市民の責務）市民は、第２条の規定に基づき、さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であるということを認識し、学校、家庭、地域、職場、その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚に努めなければならない。

第５条　（事業者等の責務）事業者等は、第２条の規定に基づき、さまざまな人権に関する取組に協力するとともに、事業活動に関わる全ての人の人権尊重の意識の高揚に努めなければならない。

第６条　（推進計画）市長は、人権尊重のまちづくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

② 市長は、推進計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるよう適切な措置を講ずるものとする。

③ 市長は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

第７条　（推進体制の充実）市は、人権尊重のまちづくりを推進するための施策を総合的に企画し、実施するために必要な体制を整備するものとする。

第８条　（教育及び啓発の充実）市は、市民及び事業者等の人権尊重の意識を高揚を図るため、関係機関等と連携し、あらゆる機会をとらえて人権教育を推進するとともに、人権啓発活動の充実を図るものとする。

第９条　（相談体制の充実）市は、さまざまな人権問題に関する相談に的確に応じるため、国及び京都府等と連携し、必要な相談体制等の充実に努めるものとする。

第10条　（調査）市は、人権侵害の実態の把握やその他、人権施策の策定、実施に必要な調査を行うことができる。

第11条　（委任）この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附則　　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

令和６年３月発行
綾部市教育委員会 教育部 社会教育課
〒 623 -8501 綾部市若竹町８番地の１
TEL（0773）42 - 4326

